

第3-(3)号様式

令和 7 年 3 月 10 日		杉並		税務署長殿	
☐ 収受印					
納税地	杉並区杉並1-2-3 杉並マンション301 (電話番号 03 - 1234 - 5678)				
(フリガナ)	サカシム				
屋号	田中システム				
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				
(フリガナ)	サカイイチロウ				
氏名	田中 一郎				

☐ (個人の方) 振替継続希望	
※ 所管	要否 整理番号 1 2 3 4 5 6 7 8
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印	確認 確認書類
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()	身元確認
指導年月日	相談区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日	

自 令和 6 年 1 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の(確定)申告書

至 令和 6 年 1 2 月 3 1 日

中間申告 自 令和 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年 月 日

個人事業者用 第一表

令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算		十	百	千	百	千	百	十	万	千	百	十	一	円
課税標準額	①					1	1	8	4	1	0	0	0	03
消費税額	②					8	9	2	2	4	2			06
貸倒回収に係る消費税額	③													07
控除対象仕入税額	④					5	3	5	3	4	4			08
返還等対価に係る税額	⑤													09
貸倒れに係る税額	⑥													10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦					5	3	5	3	4	4			13
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧													15
差引税額 (②+③-⑦)	⑨					3	5	6	8	0	0			16
中間納付税額	⑩													17
納付税額 (⑨-⑩)	⑪					3	5	6	8	0	0			18
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫													19
この申告書 が修正申告 である場合	⑬													20
差引納付税額	⑭													21
この課税期間の課税売上高	⑮					1	1	8	4	1	0	0	0	22
基準期間の課税売上高	⑯													23
この申告書による地方消費税の税額の計算		十	百	千	百	千	百	十	万	千	百	十	一	円
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰													51
差引税額	⑱					3	5	6	8	0	0			52
還付額	⑲													53
納税額	⑳					1	0	0	6	0	0			54
中間納付譲渡割額	㉑													55
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒					1	0	0	6	0	0			56
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓													57
この申告書 が修正申告 である場合	㉔													58
差引納付譲渡割額	㉕													59
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖					4	5	7	4	0	0			60

㉖=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕+㉖)・修正申告の場合㉖=㉑+㉒
 ㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

※ 2割特例による申告の場合、㉑欄に㉒欄の数字を記載し、
 ㉓欄×22/78から算出された金額を㉔欄に記載してください。

付記事項	割賦基準の適用	☐ 有 ☐ 無	31
参事区 考業分 事区 項	延払基準等の適用	☐ 有 ☐ 無	32
	工事進行基準の適用	☐ 有 ☐ 無	33
	現金主義会計の適用	☐ 有 ☐ 無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐ 有 ☐ 無	35
	区分課税売上高 (免税売上高を除く) 千円	売上割合%	
	第1種		36
第2種		37	
第3種		38	
第4種		39	
第5種		42	
第6種		43	
特例計算適用(令57③)	☐ 有 ☐ 無	40	
☐ 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)		44	
還す 付る を金 受 取 機 よ う 関 と 等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所		
預金	口座番号		
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-		
郵便局名等			
☐ (個人の方) 公金受取口座の利用			
※税務署整理欄			
税理士名	(電話番号 - -)		
☐ 税理士法第30条の書面提出有			
☐ 税理士法第33条の2の書面提出有			

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

第3-(3)号様式

令和 7 年 3 月 10 日		杉並	税務署長殿
収受印			
納税地	杉並区杉並1-2-3 杉並マンション301 (電話番号 03 - 1234 - 5678)		
(フリガナ)	タカシステム		
屋号	田中システム		
個人番号	※個人番号は複写されません。		
(フリガナ)	タカ 一郎		
氏名	田中 一郎		

☒ (個人の方) 振替継続希望										
※所管	要否	整理番号	1	2	3	4	5	6	7	8
申告年月日	令和 年 月 日									
申告区分	指導等 庁指定 局指定									
通信日付印	確認 確認書類									
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()										
身元確認										
年 月 日										
指導年 月 日										
令和 年 月 日										
相談区分1 区分2 区分3										
令和 年 月 日										

簡
個人事業者用 第一表

自 令和 6 年 1 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の(確定)申告書

至 令和 6 年 1 2 月 3 1 日

(中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日)

令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額	①	11841000	03
消費税額	②	892242	06
貸倒回収に係る消費税額	③		07
控除	④	535344	08
税	⑤		09
額	⑥		10
控除税額小計	⑦	535344	
(④+⑤+⑥)			
控除不足還付税額	⑧		13
(⑦-②-③)			
差引税額	⑨	356800	15
(②+③-⑦)			
中間納付税額	⑩		16
納付税額	⑪	356800	17
(⑨-⑩)			
中間納付還付税額	⑫		18
(⑩-⑨)			
この申告書	⑬		19
が修正申告			
である場合	⑭		20
差引納付税額			
この課税期間の課税売上高	⑮	11841000	21
基準期間の課税売上高	⑯		
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
控除不足還付税額			
差引税額	⑱	356800	52
還付額	⑲		53
納税額	⑳	100600	54
中間納付譲渡割額	㉑		55
納付譲渡割額	㉒	100600	56
(㉑-㉒)			
中間納付還付譲渡割額	㉓		57
(㉒-㉑)			
この申告書	㉔		58
が修正申告			
である場合	㉕		59
差引納付譲渡割額			
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	457400	60

付記事項	割賦基準の適用	☒ 有 ☐ 無	31
参考事項	延払基準等の適用	☒ 有 ☐ 無	32
	工事進行基準の適用	☒ 有 ☐ 無	33
	現金主義会計の適用	☒ 有 ☐ 無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☒ 有 ☐ 無	35
	区分 課税売上高 (免税売上高を除く)	売上割合%	
	第1種		36
	第2種		37
	第3種		38
	第4種		39
	第5種		42
第6種		43	
特例計算適用(令57③)	☒ 有 ☐ 無	40	
☒ 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)		44	
還す付る金受取機	銀行 本店・支店		
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	金庫・組合 出張所		
郵便局名等	農協・漁協 本所・支所		
預金口座番号			
(個人の方) 公金受取口座の利用			
※税務署整理欄			
税理士名	(電話番号 -)		
☒ 税理士法第30条の書面提出有			
☒ 税理士法第33条の2の書面提出有			

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

第3－(2)号様式

G K 0 6 0 2

課税標準額等の内訳書

納税地	杉並区杉並1-2-3 杉並マンション301 (電話番号 03 - 1234 - 5678)
(フリガナ) 屋号	対カシステム 田中システム
(フリガナ) 氏名	対カ 伊吹 田中 一郎

整理番号	1	2	3	4	5	6	7	8
------	---	---	---	---	---	---	---	---

改正法附則による税額の特例計算	
軽減売上割合(10営業日)	☐ 附則38① 51
小売等軽減仕入割合	☐ 附則38② 52

個人事業者用

第二表

自 令和 6 年 1 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 6 年 1 2 月 3 1 日

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	11841000	01
※申告書(第一表)の①欄へ			

課税資産の譲渡等 の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤	2010000	05
	7.8 % 適用分	⑥	9831818	06
(②～⑥の合計)		⑦	11841818	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
	(⑧・⑨の合計)	⑩		13

消費税額	⑪	892242	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮	125424	25
	7.8 % 適用分	⑯	766818	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳～㉓の合計)	㉔	356800	41
	4 % 適用分	㉕		42
	6.3 % 適用分	㉖		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉗	356800	44

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉔～㉗欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

課税標準額等の内訳書

納税地	杉並区杉並1-2-3 杉並マンション301 (電話番号 03 - 1234 - 5678)
(フリガナ) 屋号	タカシステム 田中システム
(フリガナ) 氏名	タカイウ 田中 一郎

整理番号	1	2	3	4	5	6	7	8
------	---	---	---	---	---	---	---	---

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	☐	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	☐	附則38② 52

個人事業者用

第二表

自 令和 6 年 1 月 1 日
至 令和 6 年 1 月 2 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
※申告書(第一表)の①欄へ		1 1 8 4 1 0 0 0 0 1

課税資産の譲渡等 の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤	2 0 1 0 0 0 0	05
	7.8 % 適用分	⑥	9 8 3 1 8 1 8	06
(② ~ ⑥ の 合 計)		⑦	1 1 8 4 1 8 1 8	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
	(⑧ ・ ⑨ の 合 計)	⑩		13

消費税額	⑪	8 9 2 2 4 2	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮	1 2 5 4 2 4	25
	7.8 % 適用分	⑯	7 6 6 8 1 8	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳ ~ ㉓ の 合 計)	㉔	3 5 6 8 0 0	41
	4 % 適用分	㉕		42
	6.3 % 適用分	㉖		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉗	3 5 6 8 0 0	44

付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡 易

課 税 期 間		令6・1・1～令6・12・31	氏 名 又 は 名 称	田中 一郎
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 標 準 額 ①		2,010,000	9,831,000	11,841,000
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ① 1		2,010,000	9,831,818	11,841,818
消 費 税 額 ②		125,424	766,818	892,242
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ③				
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	75,254	460,090	535,344
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤			
	貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥			
	控 除 税 額 小 計 ⑦ (④+⑤+⑥)	75,254	460,090	535,344
控 除 不 足 還 付 税 額 ⑧ (⑦-②-③)				
差 引 税 額 ⑨ (②+③-⑦)				356,800
地 方 税 と 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑩ (⑧)			
	差 引 税 額 ⑪ (⑨)			356,800
譲 渡 割 納 税 額	還 付 額 ⑫			
	納 税 額 ⑬			100,600

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡 易

課 税 期 間	6・1・1～6・12・31	氏名又は名称	田中 一郎
---------	---------------	--------	-------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 額 ①	(付表4-3の②A欄の金額) 円	125,424	766,818	892,242
貸 倒 回 収 税 に 係 る 消 費 税 額 ②	(付表4-3の③A欄の金額)			
売 上 対 価 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額 ③	(付表4-3の⑤A欄の金額)			
控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 消 費 税 額 (① + ② - ③) ④		125,424	766,818	892,242

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	※付表4-3の④A欄へ 円	75,254	460,090	535,344

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑥		円	円	円	売上 割合
第 一 種 事 業 (卸 売 業) ⑦				※第一表「事業区分」欄へ	%
第 二 種 事 業 (小 売 業 等) ⑧				※ "	
第 三 種 事 業 (製 造 業 等) ⑨				※ "	
第 四 種 事 業 (そ の 他) ⑩				※ "	
第 五 種 事 業 (サ ー ビ ス 業 等) ⑪				※ "	
第 六 種 事 業 (不 動 産 業) ⑫				※ "	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑬		円	円	円
第 一 種 事 業 (卸 売 業) ⑭				
第 二 種 事 業 (小 売 業 等) ⑮				
第 三 種 事 業 (製 造 業 等) ⑯				
第 四 種 事 業 (そ の 他) ⑰				
第 五 種 事 業 (サ ー ビ ス 業 等) ⑱				
第 六 種 事 業 (不 動 産 業) ⑲				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑯欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$\left(\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}} \right)$ $\left(\frac{\text{⑭} \times 90\% + \text{⑮} \times 80\% + \text{⑯} \times 70\% + \text{⑰} \times 60\% + \text{⑱} \times 50\% + \text{㉑} \times 40\%}{\text{⑬}} \right)$	㉒	円	円	円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$(\text{⑦C} + \text{⑧C} + \text{⑨C} + \text{⑩C} + \text{⑪C} + \text{⑫C} + \text{⑬C}) \geq 75\%$ $\text{④} \times \text{みなし仕入率} (90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)$	㉓	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
第一種事業及び第二種事業 $(\text{⑦C} + \text{⑧C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$ ㉔	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 $(\text{⑦C} + \text{⑨C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$ ㉕			
第一種事業及び第四種事業 $(\text{⑦C} + \text{⑩C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉖			
第一種事業及び第五種事業 $(\text{⑦C} + \text{⑪C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉗			
第一種事業及び第六種事業 $(\text{⑦C} + \text{⑫C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉘			
第二種事業及び第三種事業 $(\text{⑧C} + \text{⑨C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$ ㉙			
第二種事業及び第四種事業 $(\text{⑧C} + \text{⑩C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉚			
第二種事業及び第五種事業 $(\text{⑧C} + \text{⑪C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉛			
第二種事業及び第六種事業 $(\text{⑧C} + \text{⑫C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉜			
第三種事業及び第四種事業 $(\text{⑨C} + \text{⑩C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉝			
第三種事業及び第五種事業 $(\text{⑨C} + \text{⑪C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉞			
第三種事業及び第六種事業 $(\text{⑨C} + \text{⑫C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉟			
第四種事業及び第五種事業 $(\text{⑩C} + \text{⑪C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㊱			
第四種事業及び第六種事業 $(\text{⑩C} + \text{⑫C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㊲			
第五種事業及び第六種事業 $(\text{⑪C} + \text{⑫C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$	$\text{④} \times \frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㊳			

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
選 択 可 能 な 計 算 式 区 分 (㉒ ～ ㊳) の 内 か ら 選 択 し た 金 額 ㊴	※付表4-3の④A欄へ 円	※付表4-3の④B欄へ 円	※付表4-3の④C欄へ 円

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

付表6 税率別消費税額計算表
〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

特 別

課 税 期 間	6 ・ 1 ・ 1 ～ 6 ・ 12 ・ 31	氏 名 又 は 名 称	田 中 一 郎
---------	-------------------------	-------------	---------

I 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	①	※第二表の⑥欄へ 円 2,010,000	※第二表の⑥欄へ 円 9,831,818	※第二表の⑦欄へ 円 11,841,818
	②	①A欄(千円未満切捨て) 2,010,000	①B欄(千円未満切捨て) 9,831,000	※第二表の①欄へ 11,841,000
課 税 標 準 額 に 対 す る 消 費 税 額	③	(②A欄×6.24/100) ※第二表の⑮欄へ 125,424	(②B欄×7.8/100) ※第二表の⑮欄へ 766,818	※第二表の⑩欄へ 892,242
	④			※第一表の③欄へ
売 上 対 価 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額	⑤			※第二表の⑯、⑰欄へ
	⑥	控除対象仕入税額の計算 の 基 礎 と な る 消 費 税 額 (③ + ④ - ⑤) 125,424	766,818	892,242

II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
特 別 控 除 税 額 (⑥ × 80 %)	⑦	100,339	613,454	※第一表の④欄へ 713,793

III 貸倒れに係る税額

項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑧			※第一表の⑥欄へ

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。